

○最低基準改正案の概要

現行最低基準の概要	改正案の概要
<p>○知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成二年十二月十九日) (厚生省令第五十七号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨) (略)</p> <p>(基本方針) (略)</p> <p>(構造設備の一般原則) (略)</p> <p>(設備の専用) (略)</p> <p>(職員の専従) (略)</p> <p>(非常災害対策) (略)</p> <p>(帳簿の整備) (略)</p> <p>(苦情への対応) (略)</p>	<p>○知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成〇年〇月〇日) (厚生労働省令第〇号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨) (略)</p> <p>(基本方針) (略)</p> <p>(構造設備の一般原則) (略)</p> <p>(設備の専用) (略)</p> <p>(職員の専従) (略)</p> <p>(非常災害対策) (略)</p> <p>(記録の整備) (略)</p> <p>(苦情への対応) (略)</p>
<p>第一章の二 知的障害者デイサービスセンター</p> <p>(職員の資格要件) (略)</p>	<p>第二章 知的障害者デイサービスセンタ ー</p> <p>(職員の資格要件) (略)</p>
<p>第二章 知的障害者更生施設</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。</p>	<p>第三章 知的障害者更生施設</p> <p>(種類)</p> <p>○ 知的障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 知的障害者入所更生施設 法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設であって第二号に規定する知的障害者通所更生施設以外のもの。 二 知的障害者通所更生施設 知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。 <p>(職員の配置の基準)</p> <p>○ 知的障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、知的障害者通所更生施設にあっては、第三号の保健師及び看護師並びに第四号に掲げる職員を、入所定員(通所による入所者の数を除く。)が四十人を超えない施設にあっては、第四号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第五号に掲</p>

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健婦又は看護婦
- 四 生活指導員
- 五 作業指導員
- 六 栄養士
- 七 調理員

2～3（略）

- 4 保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。
- 一 入所者（通所による入所者を除く。）の数を四・三で除して得た数
 - 二 通所による入所者の数を七・五で除して得た数

5（略）

げる職員を置かなければできる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 保健師又は看護師、生活支援員、作業指導員、介護職員の総数
 - イ 知的障害者入所更生施設 常勤換算方法で入所者の数を4・3で除して得た数以上
 - ロ 知的障害者通所更生施設 常勤換算方法で入所者の数を7・5で除して得た数以上
- 四 栄養士 1以上
- 五 調理員

※保健師又は看護師のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※生活支援員及び作業指導員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※知的障害者更生施設は、入所者の障害の状況に応じて適切な対応を図るため、上記に掲げる員数の職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

※知的障害者入所更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、上記に掲げる員数の職員に加えて、通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、通所による入所者の数を7・5で除して得た数以上置かなければならない。

※知的障害者更生施設は、分場を設置する場合は、当該分場において、通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、当該分場の入所者の数を7・5で除して得た数以上置かなければならない。

（職員の資格要件）（略）

（職員の資格要件）（略）

第〇節 設備に関する基準

(施設の敷地面積) (略)	(敷地面積) (略)
(規模) (略)	(規模) (一部略) <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって利用者が20人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入れ所させることができる規模を有するものとしなければならない。
(設備の基準)	(設備の基準)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 更生施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 居室 イ、ニ、ホ及びヘ（略） <ul style="list-style-type: none"> 口 一室の定員は、<u>四人</u>を標準とすること。 ハ 入所者（通所による入所者を除く。）一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、<u>3.3</u>平方メートル以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者更生施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 居室 ロ、ニ、ホ及びヘ（略） <ul style="list-style-type: none"> イ 一の居室の定員は、<u>四人以下</u>とすること。 ハ 入所者（通所による入所者を除く。）一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、<u>6.6</u>平方メートル以上とすること。
4 重度の知的障害者（以下「重度者」という。）を入所させる更生施設（通所施設を除く。）の設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分場の設備の基準は、知的障害者通所更生施設に準ずる。（ただし、調理室、事務室会議室、相談室、運動場は設けないことができる。） <ul style="list-style-type: none"> → 一般更生施設として一本化
(指導会議)	第〇節 運営に関する基準
(作業指導)	(入退所)
(生活指導等)	(運営規程)
(給食)	(入所者の支援に関する計画等)
(健康管理等)	(支援の方針)
	(相談及び援助)
	(作業指導)
	(指導、訓練等)
	(食事の提供)
	(健康管理)
	(入所者の入院期間中の取扱い)
	(社会生活上の便宜の供与等)
	(施設長の責務)
	(知的障害者更生施設が利用者等に求めるこ とのできる金銭の支払の範囲等)

(衛生管理)	(勤務体制の確保等) (定員の遵守) (衛生管理等) (協力医療機関) (秘密保持等) (地域との連携等) (事故発生時の対応) (準用)
第三章 知的障害者授産施設	第四章 知的障害者授産施設
	(種類)
	○ 知的障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。 一 知的障害者入所授産施設 法第二十二条の七に規定する知的障害者授産施設であって、第二号に規定する知的障害者通所授産施設及び第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの 二 知的障害者通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの 三 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用するものが二十人未満であるもの
(職員の配置の基準)	(知的障害者入所授産施設の職員の配置の基準)
第21条 授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。	○ 知的障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員(通所による入所者の数を除く。)が40人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第五号に掲げる職員を置かないことができる。 一 施設長 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 保健師、看護師、生活支援員、作業指導員、介護職員の総数 常勤換算方法で入所者の数を4.3で除して得た数以上
一 施設長 二 医師 三 保健婦又は看護婦 四 生活指導員 五 作業指導員 六 栄養士	

七 調理員

4 第一項各号に掲げる職員のうち、保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。

- 一 入所者(通所による入所者を除く。)の数を四・三で除して得た数
- 二 通所による入所者の数を七・五で除して得た数

四 栄養士 1以上

五 調理員

※保健師又は看護師のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※生活支援員又は作業指導員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※知的障害者授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため、上記に掲げる員数の職員の加えて、必要な職員を置かなければならない。

※知的障害者入所授産施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、上記に掲げる数の職員に加えて、通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、通所による入所者の数を7・5で除して得た数以上置くものとする。

※知的障害者入所授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、当該分場利用者の数を7・5で除して得た数以上置かなければならない。

(知的障害者通所授産施設の職員の配置の基準)

○ 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師、看護師、生活支援員、作業指導員、介護職員の総数 常勤換算方法で入所者の数を7・5で除して得た数以上

※第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※知的障害者通所授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため、

上記に掲げる員数の職員の加えて、必要な職員を置かなければならない。

※知的障害者通所授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を 7. 5 で除して得た数以上置かなければならぬ。

(知的障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準) (略)

(規模) 略

(規模) 略

○ 知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であつて入所者が 20 人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、5 人以上の人員を入所させることができるものとしなければならない。

(設備の基準)

(知的障害者入所授産施設の設備の基準)

○ 知的障害者授産施設

○ 知的障害者入所授産施設

○ 居室 イ、ニ、ホ及びヘ (略)

○ 居室 ロ、ニ、ホ及びヘ (略)

□ 一室の定員は、四人を標準とすること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ハ 入所者（通所による入所者を除く。）一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3. 3 平方メートル以上であること。

ハ 入所者（通所による入所者を除く。）一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6. 6 平方メートル以上であること。

○ 知的障害者小規模通所授産施設の設備 (略)

(知的障害者小規模通所授産施設の設備の基準) (略)

(授産種目等)

(分場の設備の基準)

(工賃の支払)

(授産活動)

(工賃の支払)

第四章 知的障害者通勤寮

(職員の配置の基準)

第27条 通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。

- 一 寮長
- 二 嘱託医
- 三 生活指導員

2 生活指導員の総数は二人以上でなければならない。

(規模)

(設備の基準)

○知的障害者通勤寮

○ 居室

- イ 一室の定員は二人以上四人以下を標準とする。
- ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3 平方メートル以上であること

(指導、助言等)

(生活指導)

(健康管理の指導)

第五章 知的障害者福祉ホーム（略）

第六章 知的障害者福祉ホーム（略）

(職員の配置の基準)

○ 知的障害者通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。

- 一 寮長
- 二 医師
- 三 生活支援員

2 生活支援員の総数は二人以上でなければならない。

※知的障害者通勤寮は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため、上記に掲げる員数の職員の加えて、必要な職員を置かなければならぬ。

第〇節 設備に関する基準

(規模)（略）

(設備の基準)

○ 知的障害者通勤寮

○ 居室

- イ 一の居室の定員は四人以下とすること。
- ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6 平方メートル以上であること

第〇節 運営に関する基準

(指導、助言等)

(生活指導)

(健康管理の指導)

(運営規程)

第六章 知的障害者福祉ホーム（略）

附 則

(施行期日)

○この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(知的障害者更生施設の経過措置)

- この省令の施行の際現に存する知的障害者更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。)について居室の規定を適用する場合においては、「四人」とあるのは、「原則として四人」と、「収納設備等を除き 6. 6 平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3. 3 平方メートル」とする。

(知的障害者授産施設の経過措置)

- この省令の施行の際現に存する知的障害者授産施設の建物について居室の規定を適用する場合においては、「四人」とあるのは、「原則として四人」と、「収納設備等を除き 6. 6 平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3. 3 平方メートル」とする。

(知的障害者通勤寮の経過措置)

- この省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物について居室の規定を適用する場合においては、「四人」とあるのは、「原則として四人」と、「収納設備等を除き 6. 6 平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3. 3 平方メートル」とする。